

第4回 壬生町農業委員会総会議事録

令和2年10月20日（火）【午前10時05分開会】

1. 開催日時 令和2年10月20日（火）午前10時05分から午前11時33分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員 2人
5番 小島 高雄 6番 賀長 紀好
5. 議事日程
開会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
日程第4 議案第3号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について
日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第6 議案第5号 新規就農の申請の件について
日程第7 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第9 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 大垣仁美、農地調整係長 宇賀神尚、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
令和2年10月20日（火）【午前10時05分開会】

●局長 定刻になりましたので、第4回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。
定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 おはようございます。ずいぶん寒くなってきました、いちごにしてもトマトにしても、寒すぎてあまりいい傾向ではないという状態です。

先週の金曜日に経営継続の補助金の結果が出まして、国全体で8万件ぐらいの応募があったのですが、その中の83%が審査を通過して補助金が出るという結果が出ました。壬生町では67件の応募があり、その中で46件が審査を通りました。国全体から比べるとちょっと壬生町は低かったのかなという状況です。これは全国農業会議が審査をしまして、そのあとに有識者に審査をしていただいたという状況で、結果が出るのが遅れたようです。委員さんの中にもいただいた方がいらっしゃるようですが、第2次募集もあるということですから、せっかくの国のコロナ関係の補助でありますので、1次が通らなかった方、または新たに申請する方は、ぜひ申請してコロナの関連の対策としていただきたいと思います。それではこれより総会を開催したいと思います。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、5番 篠原正明 委員、6番 高橋宏治 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡局長補佐と宇賀神係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局より報告をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページ2ページをご覧ください。

- ・9月19日(土) 壬生地区の農地パトロールが実施され、大橋好一農業委員・清水利通農業委員・早乙女 誠農業委員・戸崎浅一副委員長・癸生川悦亮推進委員・星川 旭推進委員・鈴木進吉推進委員、事務局より 宇賀神 尚係長と私が出席いたしました。
- ・9月23日(水) 農業委員会運営委員会が、役場第3会議室において開催され、梁島源智会長・篠原正明職務代理・清水利通農業委員・琴寄成人農業委員・刀川

正己農業委員、事務局から 岡 洋子局長補佐・宇賀神 尚係長と私が出席いたしました。

- ・ 9月28日（月）県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
- ・ 9月28日（月）稲葉地区の農地パトロールが実施され、梁島源智会長・篠原正明職務代理・琴寄成人農業委員・高橋敏男農業委員・木野内佳代子副委員長・小島高雄推進委員・賀長紀好推進委員・青木幸一推進委員・鈴木良一推進委員、事務局から宇賀神 尚係長と私が出席いたしました。
- ・ 10月7日（水）農業者年金加入推進特別研修会が宇都宮市栃木県JAビルで開催され、刀川正己農業委員・岡 洋子局長補佐が出席いたしました。
- ・ 10月13日（火）栃木県国民健康保険運営協議会委員研修会が宇都宮市文化会館で開催され、清水利通農業委員が出席いたしました。
- ・ 10月14日（水）農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が役場正庁及び現地において開催され、琴寄成人農業委員・清水利通農業委員、早乙女誠農業委員・小島高雄推進委員・賀長紀好推進委員・事務局から宇賀神 尚係長と私が出席いたしました。
- ・ 10月14日（水）農業振興地域整備計画変更に関する現地調査委員会が役場正庁及び現地で開催され、梁島源智会長・篠原正明職務代理・大橋好一農業委員・高橋敏男農業委員・刀川正己農業委員、事務局から宇賀神 尚係長と私が出席し、また、農政課から 東川仁美係長・川又智裕主事が出席いたしました。
- ・ 10月15日（木）新規就農認定審査会が役場第3会議室で開催され、梁島源智会長・篠原正明職務代理・大橋好一農業委員・大関孝男農業委員・高橋敏男農業委員、事務局から宇賀神 尚係長と私が出席し、また、農政課から東川仁美係長が出席いたしました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書3ページの議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

10/5（月）締切りの時点で、3件の申請がございました。それでは議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____（六美北部）

譲受人 _____（六美北部）

（土地の表示）

壬生町大字壬生丁字六美 畑 499㎡

自己用住宅敷地

所有権の移転 売買

第2項

譲渡人 _____（七ツ石）

譲受人 _____（小山市）

（土地の表示）

壬生町大字壬生丁字六美 畑 318㎡

自己用住宅敷地

所有権の移転 売買

第3項

賃貸人 _____（北小林2）、 _____（北小林1）
_____（北小林1）

賃借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____（壬生町）

（土地の表示：_____）

壬生町大字北小林字五反田道 畑 588.04㎡

壬生町大字北小林字五反田道 畑 1666㎡

（土地の表示：_____）

壬生町大字北小林字五反田道 田 133.39㎡

壬生町大字北小林字五反田道 田 121.71㎡

（土地の表示：_____）

壬生町大字北小林字五反田道 畑 1233㎡

合計3742.14㎡

園芸用土採取及び搬出入路 賃借権の設定 1年間

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る10月14日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 7番 琴寄成人 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 琴寄成人 委員 (1項案件について報告)

議案第1号 農地法 第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、10月14日(水)、私と 清水 利通 委員、早乙女 誠 委員、小島 高雄 推進委員、賀長 紀好 推進委員、大垣 仁美 事務局長、宇賀神 尚 係長の7名で調査いたしました。

農地法 第5条の規定による許可申請 第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____の南西 約200mに位置する農地で、立地基準は第2種農地となります。

事業計画書によると、申請者が戸建住宅の建築を検討していたところ、叔父が所有する土地が条件に適しており、所有地及び周辺の土地から検討した結果、申請地以外に適した土地がないため、適正地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理する予定で、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金約_____万円は、金融機関からの融資で対応するため、融資証明書が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所との協議が済んでおります。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 琴寄成人 委員 (2項案件について報告)

次に農地法 第5条の規定による許可申請 第2項案件についてご報告します。

申請地は、_____の南東 約200mに位置する農地で、立地基準は第2種農地となります。

事業計画書によると、申請者は戸建住宅の建築を計画しており、勤務先の_____に通勤可能な距離にあり、実家がある_____にも近い壬生丁周辺を中心に検討していたところ、条件に適した土地を提供してもらえらることとなり、他に適した土地がないため、適正地として選定したとのことです。給水は町 水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理する予定で、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。

なお、事業資金_____万円は、金融機関からの融資で対応するため、融資証明書が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所との協議が済んでおります。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○1番 刀川正己 委員
譲渡人と譲受人の関係は。

●事務局 宇賀神農地調整係長

特に親戚関係というわけではありません。仲介に不動産業者が入っての手續きとなっています。建築場所についても、第2種農地であり代替性がないことから、転用可能な場所であることを確認した上で申請となっています。

○1番 刀川正己 委員
15年の壬生在住とかも関係ないのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

都市計画法の開発許可の話になりまして、土木事務所との協議も済んでおります。

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 琴寄成人 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は、_____から東に約700メートルに位置する農地で、立地基準は、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネットを施します。最大2.5mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土は、壬生町内の(有)_____
____市(株)____、____市の(有)____に出荷する予定で、埋戻しの用土は____市の____(株)から調達予定であります。

なお、転用実績については、前回地・前々回地ともに農地への復元が完了している状況です。

隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類及び現場の写真も添付されており、事業資金約____万円については自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○1番 刀川正己 委員

賃借人が会社名・代表の名前が出ていてわかりやすいと思います。今後もこのように掘る会社名を載せてもらおうとわかりやすいのですが。

●事務局 宇賀神農地調整係長

今回のように事業主体も掘るのも業者であれば、このような形で載せることができますが、個人でも条件を満たせば申請することはできるので、その場合は申請が個人になってしまいます。以前から総会の中で、個人の場合、本当に個人で掘削しているのだろうか？別の業者にやらせているのではないか？という話が出ていたかと思いますが、個人で費用を負担して土掘りの採取事業を行うということに関しては、必ず業者名で申請しなければならないというわけではありませんので、そのところは受付の際に申請書類を持参した方に確認し、適正な申請の形のなるように指導していきたいと思っております。

○2番 大橋好一 委員

最近の総会の中で話が出ていたのが、事業者が個人の名前を借りて事業をやっている疑いがあり、それにより延長を繰り返したりということもあり、よくないのではないかということだったが、今、宇賀神係長から話が合ったように受付の段階で良く見極めてやってもらえればいいのかと思います。

受付の時点で、申請には厳しく対応し、個人の場合でも責任がありますよということをよく伝えたほうが良いと思います。

○5番 篠原正明職務代理

以前にも話は出ましたが、掘削中のところを確認した方がよいと思います。今回も2.5メートルの掘削の申請が出てきていますが、比較的浅い方なので、それ以上になっていないかなどの確認はした方がよいと思います。

○8番 清水利通 委員

今回調査委員ですが、調査の際、保安角度45度を取らずに直掘りがあったので、その場では指導しますが、現実的にはわからないところで直掘りが行われているという情報もはいつていますから、徹底して指導監督すべきだと思います。

○議長 今後農業委員会として指導していきたいと思いますので、ご協力をお願いします。それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、10月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請ついて」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書4ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、ご説明いたします。

10/5(月)締切りの時点で、2件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (旭町)、 _____ (旭町)
賃借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____ (上三川町)

(土地の表示: _____)

壬生町大字壬生甲字車塚	田	1 5 1 4 m ²
壬生町大字壬生甲字車塚	田	3 4 2 7. 0 6 m ²

(土地の表示: _____)

壬生町大字壬生甲字車塚	田	4 1 5. 4 9 m ²
壬生町大字壬生甲字車塚	田	5 2 7. 7 9 m ²

合 計 5 8 8 4. 3 4 m²

園芸用土採取及び搬出入路を目的として、平成31年4月23日付、平成31年4月23日～令和2年4月22日までの転用許可を受け、令和元年5月21日付、採取面積変更のための事業計画変更のための許可を受けています。

許可期間：令和元年5月21日～令和2年4月22日)

今回令和3年4月22日までの事業計画変更のための期間延長の申請となっています。

第2項

賃貸人 _____ (中泉1)
賃借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字東	畑	1 5 3 7 m ²
壬生町大字助谷字東原	畑	7 4 3 m ²

合 計 2 2 8 0 m²

園芸用土採取を目的として、

令和元年10月23日付、令和元年10月23日～令和2年10月22日までの転用許可を受けております。

今回、令和3年1月31日までの期間延長のための事業計画変更申請となっています。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても、去る10月14日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の7番 琴寄成人 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 琴寄成人 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ10月14日（水）に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請第1項案件についてご報告します。

申請地は_____から南に約200メートルに位置し、立地基準としては、農振農用地に該当します。

平成31年4月23日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、昨年の台風19号の影響により、赤玉土等の採取が大幅に遅延し、埋戻しが完了していない状況であることから、期間延長を申請したということです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 琴寄成人 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は_____から南に約500メートルに位置し、立地基準としては、農振農用地に該当します。

令和元年10月23日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。

理由書によると、今年の梅雨が例年以上に長引き、悪天候が続いた影響で、作業工程に大幅に遅れが生じ、埋戻し作業を許可期間内に完了することが困難である状況であることから、期間延長を申請したということです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）について、事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書5ページ・6ページの議案第3号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について、ご説明いたします。今回、1件の申請がございました。場所が大宇賀の一部で、用途区分は農用地となっており、地目は台帳・現況ともに田になります。面積は2,000.03平米、利用目的は農業集落排水処理施設で、利用予定者は壬生町下水道事業となります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る10月14日の調査委員会において調査済ですので、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）について、調査委員長の2番大橋好一委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 大橋好一 委員 標記の件について報告

議案第3号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、10月14日（水）に、私と梁島 源智会長、篠原 正明

職務代理、高橋 敏男委員、刀川 正己委員、大垣 仁美事務局長、宇賀神 尚係長、農政課 東川 仁美係長、川又 智裕主事の9名で調査いたしました。

農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番について、ご報告いたします。

申請地は、_____から北西へ約500メートルの所です。土地の所有者は、_____氏、土地の利用予定者は、壬生町下水道事業 壬生町長 小菅一弥であります。町の下水道事業として、_____地区の農業集落排水 処理施設 整備を目的とした除外の申し出となっています。本処理区では農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図るため、処理施設を整備する必要があることから、今回の除外の申請に至っております。

申請地が、開発基準法をクリアできること、また、町水道及び農業集落排水に接続できること、農地の集团的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項の規定にある

- ・農用地以外に供することが必要かつ適当であって農用地以外に代替する土地がないこと
- ・農用地の集団化及び農作業の効率化その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼす恐れが無いこと
- ・農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
- ・農用地の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- ・土地改良事業が完了した翌年度から8年が経過していること

等の農振除外の要件を満たしているものと思われしますので、調査委員会としましては、農用地区域除外はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号壬生農業振興地域整備計画変更の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号壬生農業振興地域整備計画については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」

を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

なお、本案件には、利用権設定各筆明細（新規・使用貸借権）に_____委員が設定人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の採決にあたり退席することとなります。それでは改めて、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書7ページからの議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分についてご説明いたします。議案書8ページのとおり、4件・7筆・面積合計が9,559.72㎡となっております。

利用権の新規、使用貸借権分についてご説明いたします。議案書9ページのとおり、2件・6筆・面積合計が6,505㎡となっております。

利用権の再設定、使用貸借権分についてご説明いたします。議案書10ページのとおり、1件・1筆・面積合計が985㎡となっております。

所有権移転分についてご説明します。議案書11ページのとおり、1件・1筆・面積合計が1,425㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、_____委員が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長　ここで、_____委員に退席をお願いします。

(_____委員 退席)

○議長　先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、
_____委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙
手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長　発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地
利用集積計画の件」の内、_____委員が設定人となる事案について、原案の
とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長　全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、
_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。
_____委員は、席にお戻りください。

(_____委員 着席)

○議長　次に、日程第6の議案第5号「新規就農の申請の件について」を議題といたしま
す。事務局より議案の説明及び10月15日に開催いたしました新規就農認定審
査会での審議状況などについて説明願います。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書12ページの議案第5号 新規就農の申請の件についてご説明いたしま
す。

10/5(月)締切りの時点で、新規就農の申請が1件ございました。第1項に
ついてご説明いたします。

申請人は_____氏で、実家が農業を営んでおり、代々受け継ぐ農地を有効利
用するため、収益性を見込める苺栽培を行いたく、新規就農の申請に至っておりま
す。現在53歳で、シニア世代での新規就農の魅力、可能性を実績として残したい
とのことであります。就農予定地は、壬生町大字国谷字_____畑 61
4平米、壬生町大字国谷字_____畑 780平米、壬生町大字国谷字
_____畑 5,191平米 合計6,585平米となっております。販

路はJAしもつけを予定しています。新規就農の審査日は令和2年10月15日で、審査結果といたしましては、農業技術を取得しており、販路も確定していることから、計画どおり営農開始することが可能と見込まれ、認定やむなしの判断となっております。

以上でございます。

○議長 ただいま事務局より説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○6番 高橋宏治 委員

認定というのは新規就農の助成金等の認定ということですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

助成金に関しては農政課で担当しています。農業委員ではこれから農業に参入していくのに新しく農地を取得したり借りたりする前に、農業者としてふさわしいかどうかを審査しているのであって、助成金はまた別となります。

○6番 高橋宏治 委員

決議するとなると、許可基準はどのようになりますか。

決議をとるとなると責任が出てしまうので、正式な議案として決議を取ってしまうと責任加重になってしまう可能性があるのですが、議案ではなくて議案外でというのはいかがでしょうか。議案となると根拠条文等の必世になってくるので。

●事務局長

確かに根拠条文となると、他の議案は農地法に基づいていますが、新規就農に関してはもとになる条文はないかと思います。次回までに調べさせていただいて、また、他の市町等にも聞いてみたいと思います。

○2番 大橋好一 委員

新規就農の審査により就農が認められた場合、どのようなことができるようになるのか、農地の売買とか賃貸とかができるようになることや許可の条件とか、親の農地を継いでいる場合はともかく、まったくの新規就農の方がこの許可をもらっていけば農地を取得しやすいとか制度資金を借りやすくなるということが出てくるかと思っています。

○6番 高橋宏治 委員

条文に基づいていないので、農業委員会の議決によっての利点はなく、3条申請の際に改めて審議をするというかたちかと思っています。

○議長 事務局で、近隣市町等も聞いて調べておいてください。他に無いようですので、

それでは採決いたします。議案第5号第1項について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号第1項は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長 次に、日程第7 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の13ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋敏夫 委員 (1項案件について報告)

9月14日に、株式会社_____の_____氏立ち会いのもと鈴木良一推進委員と現地調査をいたしました。_____については、昭和52年ごろから隣接する住宅敷地と一体的に宅地利用していることを確認しました。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に日程第8の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の14ページ・15ページの7件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第9の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の16ページの3件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 岡局長補佐

- ・「壬生町農業施策並びに令和3年度予算に関する要望書」の提出について⇒本日、午後 梁島会長、篠原職代、川嶋委員長で町長、教育長（代理：教育次長）に提出する
- ・農業者との意見交換会の実施について⇒今年度は中止（コロナ感染予防のため）

- ・農業委員会研修会の実施について⇒今年度は中止（コロナ感染予防のため）
- ・令和元年度農業者年金加入推進表彰について
 - ※優良賞を受賞（年金加入推進部長の刀川農業委員・岡局長補佐出席）
- ・クールビズ期間終了
- ・全国農業新聞購読申込みとりまとめ⇒11/20まで
- ・農業委員、農地利用最適化推進委員名簿（携帯番号掲載したものを配布）
- ・栃木県農地バンク事業のチラシ「農地を次の時代に引き継ぐために」
- ・農業経営基盤強化準備金制度の対象資産についてのお知らせ
- ・農地幹旋について

委員さんたちのご尽力により、売買、賃貸が成立しました。

国谷字_____

藤井字_____

藤井字_____

※幹旋が成立したら、必ず事務局に報告していただきたい。

- ・活動記録簿の提出について

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡願います。

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

○2番 大橋好一 委員

お願いしたいのですが、農地の幹旋の場合、その農地を現在耕作している方がいる場合があるかと思えます。利用権等で借りているのか相対で借りているのかはわかりませんが、借りている人の立場になると困ってしまうかと思うので、受付段階で現在耕作している方がいるのかどうかを確認していただきたい。

そういう事例がいくつか見受けられるので、注意をしてもらいたい。

○議長 他にないようですので、以上をもちまして、第4回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時33分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

5 番 _____

6 番 _____